

角田市病児保育事業は「当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難と医師が認め、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童」について、病児保育事業実施施設内の専用スペースで一時的に保育を実施するものです。

<対象児童>

角田市の保育認定を受けている児童で、次のいずれにも該当する児童

- ◆当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であると医師が診断し、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難なもの
- ◆この病気またはけがをした際に医療機関を受診したもの
- ◆市内に住所を有するもの

<実施時間・利用期間>

月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時

連続する7日以内（休所日含む） ※日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く

<利用定員> 3名／日

<利用料金> 無料（医療費が発生した場合は保護者負担）

<利用までの流れ>

